

やいづ 報 告

No. 130

昭和35年11月1日発行

昭和35年6月21日
第3種郵便物許可
毎月1回1日発行

発行所 焼津市役所
編集兼 増井 弘
発行人
印刷所 蒔田印刷所
定価 2円

衆議院議員の選挙 最高裁判所裁判官の国民審査



投票日は二十日

正しい選挙で明るい政治を

いよいよ総選挙が行なわれます。ご存知のように衆議院は国会の一院として、国の予算を決めたり、法律を作ったり、また条約を承認することなど、きわめて大切な役割をもつ国の最高議決機関です。そしてこれを運営する人はいうまでもなく、私たちの代弁者、つまり衆議院議員によってなされます。ですから政治が良くなるも悪くなるも、この代表の人たちの選挙によってきまると言えます。私たちがこの総選挙こそ国政に参与する最大の機会であ

ると言うことを自覚して、清く正しく、そして明るい政治ができるように切角の一票をむだにせず、あらゆる誘惑をはねのけ、よく見、よく聞きよく考えて、私たちの幸福をきついでくれる立派な人を選びましょう。

また、この総選挙と同時に「憲法の番人」といわれる最高裁判所裁判官の国民審査も行なわれます。これは、この要職にある人が、はたしてその職にふさわしい立派な人であるかどうかを、国民の審判にふするわけです。衆議院議員選挙とともに忘れずに投票いたしましょう。

立会演説会
11月7日(日)午後7時から
南小講堂へ行ないます。

▽選挙△法△を守り

責任ある一票を

選挙が正しく清く行なわれるためには、選挙法を守ることが大切です。スポーツでもルールを無視したり反則は許されません。

まして民主政治の根本である選挙が、そのルールである選挙法をしっかり守らなければならぬ事は当然のことです。選挙が正しく行なわれないうと、人々はいつのまにか議会政治を信用しなくなり、ついには独裁政治をまねくことにもなりかねません。

そこでこの際、一切の情実因縁を断ち切り、違反行為はきびしく批判し、いやしくもそれらに乗ぜられることのないようお互いに注意して、誇りある一票を汚さないようにいたしましょう。

補充名簿の登録申請について

今度の総選挙は、三月に行なわれた市長選挙のときの名簿を使いますので、その名簿のっていない人、またはその後選挙権を得られた人は、

次の要領によって必ず申請してください。なお申請の受付期間中、その名簿を閲覧に供しますから、自分の名前がのっているかどうか、いま一度たしかめてください。

登録申請期間：十一月一日から十一月七日

登録要件：昭和十五年十一月一日以前生まれの者で、焼津市に七月三十一日以前から引き続き住所を有する日本人（その他細かいことは別に配布する用紙を見てください）

申請書：別に配布する用紙を使ってください。

(注)：九月十五日現在で一斉に出していたいた申請は、一年に一度行なう基本選挙人名簿の登録といい、今度の総選挙には関係ないものですから、くれぐれもまちがわれないようお願いします。

基本(選挙)が
狂えば
家(政治)も狂う

投票所の一覽

投票区名	区	域	投票所名
第一投票区	城之腰、北浜通り、新屋、港町、焼津の一部	焼津市講堂	
第二投票区	塩津、焼津北、小石川町、中、中港町、大村新田、大、八楠大覚寺上、大覚寺下、越後島	西小学校講堂	
第三投票区	鰯ヶ島、焼津(第一投票区の区域を除く)	南小学校講堂	
第四投票区	保福島、小土、五ヶ堀之内、三ヶ名、小柳津、柳新屋、小屋敷	豊田小学校講堂	
第五投票区	小川、与敷次、石津	小川小学校講堂	
第六投票区	坂本、方ノ上、関方、策牛、石脇上、石脇下、岡当目、中里小浜、野秋、吉津、花沢、高崎、浜当目	東益津小学校講堂	
第七投票区	中根新田、中根、本中根、治長講所、中新田、大住、三右エ門新田、禰宜島、道原、三郎兵衛新田、上小田、大島、大島新田	大富公民館	
第八投票区	一色、惣右エ門、田尻、下小田、北新田、田尻北	和田小学校講堂	

市役所の一部機構が変る

◎第二投票区の投票所はいままで焼津高校でしたが、今度の選挙から西小講堂に変わりました。

市役所執務時間の
変更

十一月一日から市役所の始業時間が八時三十分からとなりました。

注：この名簿は今度の選挙は使用しません。

昭和三十五年九月十五日現在調整の基本選挙人名簿を、次のように縦覧に供します。なお、その期間中に限り異議の申立てを受け付けます。

縦覧期間：十一月五日から十一月十九日まで、毎日午後八時三十分から午後五時まで。

基本選挙人名簿について

不在者投票で不明の点は選挙管理委員会へおたずねください。

代理投票
投票所へ行っても、手が不自由であるとか文字を知らないため、自分で投票の記載ができない人は、投票所で投票管理者に申し出てください。

点字投票
盲人で点字の打てる人は、点字で投票することができますから、投票所で投票管理者に申し出てください。

この一票 澄んだて胸はって

森吉正照



投票の方法

投票時間は午前7時から午後6時

衆議院議員の選挙は、投票用紙に候補者の氏名を、一人だけはっきりと書いて投票箱に入れてください。

国民審査のほかに記号式です。投票用紙に印刷してある裁判官をやめさせたほうがよいと思ったら、氏名の上の欄に×印をつけ、やめさせたくないと思ったら、何も書かずに投票してください。○印をつけたり、△をつけたりすると無効になります。

そのほかには次のような投票もできません。

不在投票
焼津市の区域外において

公私の職務、または業務に従事の中で、選挙の当日投票所へ行って投票できない人(船員、鉄道乗務員など)

◎ 焼津市の区域外へ旅行中の人で選挙の当日投票所へ行って投票できない人(看護や冠婚葬祭などのため、投票できない人)

◎ 十月三十日から十一月十九日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで、焼津市役所(講堂)で受け付けます。(旅行中の者は、旅行先の選挙管理委員会などで投票できます)

国勢調査の結果 焼津市の人口は **72,112** 人 でした

男・35,350人 + 女・36,762人

焼津市の「人口予想懸賞募集」の当選者の発表は12月号の本紙で行ないます

早い発見 早い通報



十一月九日から、市長公室と庶務課となり、新しく総務課と企画課となりました。なお、建設課審査係を廃止して建設課の業務と、福祉事務所に国民年金係を新設しました。

国民年金からのたより

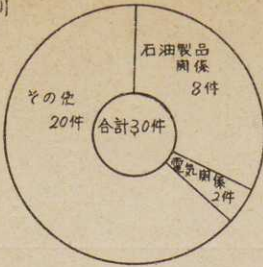
国民年金の受け付けが始まっています

年金係が各地区に出張して受け付けを行っています。いままでに行なった地区の加入届けの率は大変よく、九〇パーセント以上になっています。まだ届けを出していない方もそろって加入しましょう。

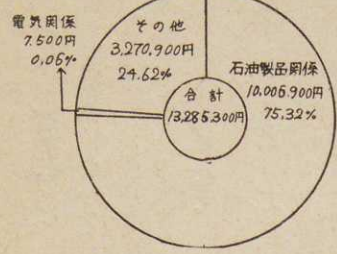
1、国民年金に「必ず入らねばならない人」は届出の用紙に記入捺印のうえ、洩れなく届け出てください。

十一月二十六日から十二月二日まで火災予防運動がはじまります。火災は最初の五分間が重要

原因別



損害別



です。早く見つけて、早く消すことです。私たちの大切な

さて、文化生活の向上につれて、家庭での電気器具、※

※あるいは石油製品の使用が増してきました。したがってこれらの使用の不適当、またちよつとした不注意によって起る火災も少なくありません。

当市の本年十月四日現在でこれらの火災をみますと、図でもお判りのように全体の件数の三十三パーセントにもなりその損害額は、全体の七五・三八パーセントにもなっています。

「市民皆消防」私たち一人一人が消防員になって、火災の予防に努力しましょう。

火がつく家には

火がつかない

2、明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日まで生れた人（五〇才から五四才）の加入は、来年三月三十一日まででそれ以後は加入できませんからご注意ください。

拠出制国民年金は近くどう改善されるか
(1) 死亡一時金をだす
年金の積立金の運用を高利率で行ない、国からの補助等により大規模な一時金制度を検討しています。

大崩をキジの楽園に

静岡猟友会が二十五羽を放つ

大崩一帯をキジの楽園にしようと、さる十月二十一日静岡猟友会が、昭病病院裏手の山に二十五羽のキジのヒナなどを放ちました。

すでに去年の十月、ことしの一月と、焼津猟友会が観光協会などと共に六十羽ほどを放鳥してあり、禁猟区を設定してからのキジも安心して生活しているようです。

まだどのくらいの数に増えているかは確実には判っていませんが、以前にもここには



キジに住んでいたと言われ、キジには住みよいところのようです。

【写真・山に放たれたキジ】

大抵十一月にははつきりすることになっています。
(2) 六十才すぎたら繰りあげ年金を
支払い開始年齢が六十五ではおそすぎるといふ点では繰りあげ減額年金を考えています。五十九才までに拠出をおえて受給要件をみたした人は六十才からもらいたいということであれば、大抵六十五才になったらもらえる額の六割程度を、それから順次年金をますごとに額をあげて、六十四才からもうとときには九割を支給するというメドで検討し

毎日午後三時頃によく山でキジの鳴き声がすると言ふことで、やがてはキジの楽園になることはまちがいありません。楽しいことですね、みんなキジが早く育つよう可愛がりますように。
(注) 過日配布した「わたくしたちの国民年金」のクイズの締切り日が十一月二十日迄に変更されました。

広報やいづ

ここからお知らせです

病院だより

みなさんにご利用いただいている焼津市立病院の診療科は次の九科になっており、担当医長は次のとおりです。

- 内科：石井静二 (副院長)
- 小児科：小井土宗平
- 外科：須崎 巖 (副院長)
- 整形外科：谷口元一
- 産婦人科：鈴木重男
- 眼科：広田信敏
- 耳鼻咽喉科：安仲秀哉
- 歯科：大竹正敏
- 放射線科：鈴木重男 (兼)

お米の販売所の変更について

現在受けている販売所を他の販売所に変えたい方はつきりとおり受け付けます。

日時：十一月十四、十五日の二日間

場所：市役所産業課配給係
持参する物：購入通帳と印鑑

今月は所得税第二期の納期です

納税者のみなさん、今月は所得税第二期の納期です。納付書は十一月中旬頃みなさんのお手もとに配布いたします。

よう手配しています。納期は今月末日までは期限間近になりますと、銀行郵便局等の窓口は大変混雑しますので早めに納税されますようおすすめます。

納税組合、農協等に納税を委託される方も早めに手続きをすませてください。

納税組合をつくりましょう

藤枝税務署管内納税貯蓄組合推進協議会では、納税貯蓄組合の普及のために、十月十六日から十一月十五日までの期間を、納税貯蓄組合普及強化月間として、この期間に組織切ります。

中小企業 年末資金の貸付け

1、年末資金取り扱いの要綱
取扱期間：十月二十一日から十一月末日まで。
貸付金最高限度：三十万円とす(個人、法人共に) 運転資金に限る。特別の場合五十万円とす。
貸付期間：三カ月以内
金利：日歩二銭六厘と信用保証協会保証料四厘 計三銭
保証人：確実なる者二人
申込の資格：常時の使用人

〇〇人以下、資本金五〇〇万円以下の個人、法人、六カ月以上引き続き同一事業を営む者。
但し、遊興娯楽業、高級食堂、仲介業、質屋業、金融業、農林漁業は対象となりません。
申込：申込所に常備してある所定の申込書による。
申し込みの期間中でも貸付け資金の満額となった時

2、前記の年末資金の外、静岡県小口事業資金(現在実施中)および、国民金融公庫の融資についても取り扱いをします。
以上二つの資金に、ついでにまかい事は申込所におたずねください。
申込所
焼津商工会議所
焼津中小企業相談所
焼津市産業課

合未加入者の加入かんじょうや、新しい組合の設立運動を行なっています。

日頃の準備で期日にきちんと納税するため、こぞ納税貯蓄組合に加入しましょう

無料巡回相談について

身体障害者、戦傷病者など身体の不自由な人たちの無料巡回診査を次のように行ないますからご利用ください。(診査ならびに更生相談の範囲)

◎手、足、体、眼、耳など、

いろいろと不自由されている人。

◎年令には制限ありません。

◎身体障害者や、戦傷病者のうちで更生医療の給付、補装具の給付又は修理を受けたい人もおいでください。(期日) 十一月十二日、午前9時から午後3時まで。(場所) 焼津市役所会議室 (協力) 恩賜財団済生会支部静岡県済生会

2兆円記念簡易 保険増強運動

郵政省では、簡易保険の保有高の2兆円達成を機会に、国民生活の安定と社会福祉の増強を図るため、大蔵省、貯蓄増強中央委員会の協賛のもとに、九月一日から十二月二十日まで「契約高2兆円記念簡易保険加入運動」を実施中です。

焼津郵便局でもこれに呼応して簡易保険新加入運動を展開しています。

印紙税について ②

前号にひきつづいて今月は印紙税額一覧表を掲載します。

印紙税税額一覧表

号	証書帳簿	税額	備考
一	不動産、鉄道財団、軌道財団、自動車交通事業財団、船舶の所有権移転に関する証書	記載金高三千円未満のもの 三万円以下のもの 五十万円 一百万円 二百万円 三百万円 五百万円 一千万円	非課税 二十円 六十円 六十円 六十円 六十円 六十円 六十円
二	消費貸借に関する証書	五十万円をこえるもの	二十円
三	請負に関する証書	五十万円をこえるもの	二十円
四	運送に関する証書	五十万円をこえるもの	二十円
五	備船契約書	記載金高五十円未満のもの 五十円以下のもの 百円をこえるものはその端数ごとに	非課税 六円 六円 六円
六	物品切手	金高が記載してないもの	五円
七	委任状		